

○重度訪問介護利用者

[現 行]

- ・ 障害支援区分 4 28,430 単位
- ・ 障害支援区分 5 35,630 単位
- ・ 障害支援区分 6 50,800 単位

介護保険対象者 17,340 単位

[見直し後]

- ・ 障害支援区分 4 28,940 単位
- ・ 障害支援区分 5 36,270 単位
- ・ 障害支援区分 6 62,050 単位

介護保険対象者

- ・ 障害支援区分 4 14,620 単位
- ・ 障害支援区分 5 15,290 単位
- ・ 障害支援区分 6 22,910 単位

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

→ サービス提供時間ごとの基本報酬の設定について (別紙1) 参照

② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

- ・ 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

→ 利用定員規模ごとの基本報酬の設定の設定について（別紙1）参照

③ 延長支援加算の見直し

- ・ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

《延長支援加算の見直し》

[現 行]

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 延長時間 1 時間未満の場合 | 61 単位/日 |
| (2) 延長時間 1 時間以上の場合 | 92 単位/日 |

[見直し後]

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| <u>(1) 所要時間 9 時間以上 10 時間未満の場合</u> | <u>100 単位/日</u> |
| <u>(2) 所要時間 10 時間以上 11 時間未満の場合</u> | <u>200 単位/日</u> |
| <u>(3) 所要時間 11 時間以上 12 時間未満の場合</u> | <u>300 単位/日</u> |
| <u>(4) 所要時間 12 時間以上</u> | <u>400 単位/日</u> |

④ 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。

《常勤看護職員等配置加算の見直し》

[現 行]

イ 常勤看護職員等配置加算（I）

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 28 単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19 単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11 単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8 単位/日 |

(5) 利用定員が81人以上	6単位/日
□ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）	
(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日
ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）	
(1) 利用定員が20人以下	84単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位/日
(5) 利用定員が81人以上	18単位/日

[見直し後]

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

(1) 利用定員が5人以下	32単位/日
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位/日
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位/日
(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位/日
(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位/日
(6) 利用定員が41人以上50人以下	15単位/日
(7) 利用定員が51人以上60人以下	11単位/日
(8) 利用定員が61人以上70人以下	10単位/日
(9) 利用定員が71人以上80人以下	8単位/日
(10) 利用定員が81人以上	6単位/日

⑤ 人員配置体制加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

《人員配置体制加算の見直し》

[現 行]

イ 人員配置体制加算（Ⅰ）	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
□ 人員配置体制加算（Ⅱ）	

(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
[見直し後]	
イ 人員配置体制加算 (Ⅰ)	
(1) 利用定員が20人以下	321単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	263単位/日
(3) 利用定員が61人以上	245単位/日
ロ 人員配置体制加算 (Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ニ 人員配置体制加算 (Ⅳ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
※人員配置体制加算 (Ⅰ) は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅱ) は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅲ) は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅳ) は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置	

⑥ 入浴支援加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

《入浴支援加算【新設】》

80単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

⑦ 喀痰吸引等実施加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算を創設する。

《喀痰吸引等実施加算【新設】》

30単位／日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⑧ **リハビリテーション職の配置基準**

- ・ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(自立訓練(機能訓練)も同様。)

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

[見直し後]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

⑨ **リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し**

- ・ リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

[現 行]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

[見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに(中略)リハビリテーション実

施計画を作成すること。

⑩ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実

- 生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

《栄養スクリーニング加算【新設】》

5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

《栄養改善加算【新設】》

200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

⑪ 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

- 生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

(3) 短期入所

① 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- ・ 平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

《地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し》

[現 行]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現 行]

イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270単位／日

[見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	270単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	500単位／日

② 福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

- ・ 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

《福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】》

- ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）
 - (一) 区分6 1,107単位／日
 - (二) 区分5 977単位／日
 - (三) 区分4 846単位／日
 - (四) 区分3 784単位／日
 - (五) 区分1及び区分2 715単位／日
- ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）
 - (一) 区分3 977単位／日
 - (二) 区分2 816単位／日
 - (三) 区分1 714単位／日

※ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

③ 医療的ケア児者の受入体制の拡充

- ・ 福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

≪医療的ケア対応支援加算【新設】≫ 120単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

≪重度障害児・障害者対応支援加算【新設】≫ 30単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

④ 医療型短期入所における受入支援の強化

- ・ 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

≪医療型短期入所受入前支援加算【新設】≫

- | | | |
|---|-------------------|-----------|
| イ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） | 1,000単位／日 |
| ロ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） | 500単位／日 |
- ※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。
- ※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

⑤ 医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

- ・ 障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

① 基本報酬の定員区分の見直し

- ・ 利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

→ 基本報酬の区分の見直しについて（別紙1）参照

② 地域移行を推進するための取組の推進

- ・ すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意

向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。

- ・ 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
 - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - 意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- ・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域

生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。
(令和8年度から減算を実施。)

《地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】》 60単位/日

- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

③ 地域移行の実績の評価

- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

《地域移行支援体制加算【新設】》

イ 利用定員が40人以下

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 15単位/日 |
| (2) 区分5 | 13単位/日 |
| (3) 区分4 | 11単位/日 |
| (4) 区分3 | 8単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 6単位/日 |

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 9単位/日 |
| (2) 区分5 | 7単位/日 |
| (3) 区分4 | 6単位/日 |
| (4) 区分3 | 5単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 4単位/日 |

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 7単位/日 |
| (2) 区分5 | 6単位/日 |
| (3) 区分4 | 5単位/日 |
| (4) 区分3 | 4単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 3単位/日 |

二 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	5単位/日
(2) 区分5	4単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	3単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) 区分6	4単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

ヘ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	3単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	2単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

④ 夜間看護体制加算の拡充

- ・ 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

《夜間看護体制加算の見直し》

60単位/日

[現 行]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略)1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の

看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

⑤ 通院支援に対する評価の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

《通院支援加算【新設】》

17単位/回

- ・ 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

⑥ 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

- ・ 見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

[現 行]

- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
夜勤2人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
夜勤3人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

[見直し後]

- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
夜勤1.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
夜勤2.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合

夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

（2）共同生活援助

① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・ グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・ グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・ 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

《自立生活支援加算の拡充》

[現 行]

自立生活支援加算 500単位／回

[見直し後]

イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月

※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位／回

※ 現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

ハ 自立生活支援加算（Ⅲ）

(1) 利用期間が3年以内の場合	80単位／日
(2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合	72単位／日
(3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合	56単位／日
(4) 利用期間が5年を超える場合	40単位／日

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- ④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

《退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【新設】》 2,000単位／月

※ グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握

を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

《ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し

- ・ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。
- ・ 日中支援加算（Ⅱ）について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

《基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）》 ※別紙1参照

[現 行]

- | | | |
|---|----------------|--------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>4 : 1</u> 以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （世話人の配置 <u>5 : 1</u> 以上） |
| ハ | 共同生活援助サービス費（Ⅲ） | （世話人の配置 <u>6 : 1</u> 以上） |
| ニ | 共同生活援助サービス費（Ⅳ） | （体験利用） |

[見直し後]

- | | | |
|---|----------------|--------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>6 : 1</u> 以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （体験利用） |

《人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）》 ※別紙5参照

- | | |
|---|-------------|
| イ | 人員配置体制加算（Ⅰ） |
|---|-------------|

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《日中支援加算（Ⅱ）の見直し》

日中支援加算（Ⅱ）

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

(一) 区分4から区分6まで 539単位

(二) 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

(一) 区分4から区分6まで 270単位

(二) 区分3以下 135単位

[現 行]

指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 支援の質の確保

- ・ 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関

係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする（施設入所支援も同様。）。

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

- ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）
 - ・ 令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合には、支援の実態に応じて基本報酬を見直す。

《個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬の見直し》 ※別紙1参照

[現 行]

令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。

[見直し後]

令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

(3) 自立生活援助

① 対象者の明確化

- ・ 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用